



5足監発第1839号
令和6年3月26日

足立区議会議長 工藤 てつや 様
足立区長 近藤 やよい 様
足立区教育委員会 様
各団体等代表者 様

足立区監査委員 綿谷 久司
同 野作 雅章
同 長沢 興祐
同 いいくら 昭二

令和5年度 財政援助団体等監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和5年度 財政援助団体等監査の結果報告書を、同条第9項及び第10項並びに足立区監査基準第36条の規定により下記のとおり提出します。

記

令和5年度 財政援助団体等監査結果報告書

- 1 監査の種類
地方自治法第199条第7項に基づく財政援助団体等監査
- 2 監査の対象
主として令和4年度の財政的援助に係る出納及びその他の事務の執行等
- 3 監査期間
令和6年1月12日（金）から令和6年3月26日（火）まで
- 4 監査対象団体等及び監査日程
別紙1「令和5年度 財政援助団体等監査対象・日程表」のとおり

5 監査の基本方針

地方自治法第199条第7項の規定の趣旨及び足立区監査基準に沿って、足立区が補助金等の交付を行っている団体等に対し、財政援助等の目的に沿って事業が適正かつ効果的に行われているかを検証した。

6 監査結果

監査した限りにおいて、指摘事項等は特になし。

なお、監査の際に確認された軽易な誤りについては、各団体及び所管課に対し、その都度改善するよう指導した。

7 監査委員意見

(1) 公益財団法人足立区勤労福祉サービスセンターの収支相償に向けた取り組みについて

ア 公益法人の収支相償原則

公益財団法人足立区勤労福祉サービスセンター（以下「センター」という。）は、足立区内の中小企業に勤務する勤労者と事業主等に対し、総合的な福祉事業を行い、中小企業勤労者等の生活の向上及び中小企業の振興に寄与することを目的とする公益法人である。

公益法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律において、公益目的事業の収入について定めた第14条により、公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない（収支相償）とされている。内閣府の公益法人制度等に関するよくある質問（FAQ）（令和5年12月版）によれば、収支相償は、単年度で求められるものではなく、中・長期的に見て、公益目的事業に係る収入が、すべて公益目的事業に使われることであるとされている。

イ 収支相償実現に向けた剰余金解消計画が連年未達

センターは、令和2年度347万円余、3年度455万円余と2年連続で剰余金を計上した結果、3年度末の累積剰余金残高は802万円余となり、収支相償を実現できなかった。

これを受けてセンターは、令和4年6月、東京都都民生活部管理法人課に対し、4年度△527万円余、5年度△640万円余の収支を実現し、累積剰余金残高802万円余を解消することにより収支相償を実現できる、との剰余金解消計画を提出した。しかし、4年度決算では収支が計画を800万円超上回り、更に剰余金325万円余を計上し、累積剰余金残高は1,127万円余と拡大した。

令和6年1月末現在の5年度決算見込み状況を聴取したところ、令和5年6月提出の剰余金解消計画では収支△445万円余のところ、監査

日時点での決算見込みでは138万円余の剰余金計上、累積剰余金残高は1,266万円余に拡大という状況であった。

ウ 収支相償実現に向けた適切なマネジメントの遂行を

公益法人にとって、収支相償は最も基本的な公益認定要件である。しかし、約5年間程度を目途に収支相償を実現すべきところ、センターは4年度及び5年度の2カ年にわたり、収支相償実現に向けた剰余金解消計画が未達のみならず、さらに令和5年度末の累積剰余金残高が1,200万円超に拡大する見込みとなっている。これは、公益法人として、公益目的事業収入のすべてを公益目的事業に対し支出し、公益目的事業たる会員サービスの向上に還元すべきところ、これが為されていないことを意味し、公益法人のマネジメントとしては問題である。

センターの最大の課題は、会員数が平成28年度末の12,236人をピークに、令和4年度末10,192人と、年平均340人のペースで減少していることに歯止めをかけ、組織の維持、拡大に向け有効な手立てを講じることに尽きる。しかし、先の剰余金解消計画では、「会員の減少200人を前提に、会員サービス水準を低下させない」と繰り返し記載されているのみであり、会員増強に向けて剰余金を有効に活用するなどの具体的な取り組みが見られないまま、結果として剰余金残高を拡大させている。剰余金を有効に活用し、会員増強に向けた具体的な計画を策定、実行し、早期に収支相償要件を満たすべく、適切なマネジメントを遂行されたい。

以 上

令和5年度 財政援助団体等監査対象・日程表

別紙 1

1 委員監査

月日	曜日	時間	財政援助項目	財政援助団体等名	所管課	監査会場
1月12日	金	9:30	補助金等、出資	公益財団法人 足立区生涯学習振興公社	学・学校支援課	現 地
1月15日	月	9:30	補助金等、出資	公益財団法人 足立区勤労福祉サービスセンター	産・企業経営支援課	現 地
1月29日	月	9:30	補助金等 (指定管理者監査を含む)	社会福祉法人 足立区社会福祉協議会	福・福祉管理課 福・障がい福祉センター	本庁舎内 監査室
1月30日	火	9:30	出資、貸付、支払保証	足立区土地開発公社	総・資産管理課	本庁舎内 監査室
1月30日	火	土地開発公社 終了後	補助金等、出資	一般財団法人 足立区観光交流協会	産・産業振興課	本庁舎内 監査室
2月2日	金	9:30	補助金等	足立区職員互助会	総・人事課	本庁舎内 監査室
2月8日	木	9:30	補助金等	公益社団法人 足立区シルバー人材センター	産・企業経営支援課	現 地

令和5年度 財政援助団体等監査対象・日程表

別紙 1

2 事務監査

月日	曜日	時間	財政援助項目	財政援助団体等名	所管課	監査会場
1月12日	金	9:15	補助金等、出資	公益財団法人 足立区生涯学習振興公社	学・学校支援課	現 地
1月15日	月	9:15	補助金等、出資	公益財団法人 足立区勤労福祉サービスセンター	産・企業経営支援課	現 地
1月18日	木	9:15	補助金等	特定非営利活動法人 あだち	福・障がい福祉課	現 地
1月22日	月	9:15	補助金等	足立区立中学校教育研究会	学・学校支援課	現 地
1月22日	月	9:15	補助金等、出資	一般財団法人 足立区観光交流協会	産・産業振興課	本庁舎内 1203 会議室
1月29日	月	9:15	補助金等 (指定管理者監査を含む)	社会福祉法人 足立区社会福祉協議会	福・福祉管理課 福・障がい福祉センター	本庁舎内 1202 会議室
1月30日	火	9:15	出資、貸付、支払保証	足立区土地開発公社	総・資産管理課	本庁舎内 1205A 会議室
2月2日	金	9:15	補助金等	足立区職員互助会	総・人事課	本庁舎内 1203 会議室
2月8日	木	9:15	補助金等	公益社団法人 足立区シルバー人材センター	産・企業経営支援課	現 地